



ホームページ <http://www.kanda-aioro.or.jp/>

一般社団法人
 神田青色申告会
 〒101-0084 千代田区神田錦町3の17の2
 TEL (3291) 8306
 発行責任者 角谷幸男
 編集責任者 後藤 寧

消費税インボイス制度 令和5年10月1日スタートです！

10月1日からインボイスを発行するには9月30日までに登録申請を行わなければなりません。免税事業者・貸しビル業の方も検討が必要です！ **詳しくは裏面へ→**

着任のご挨拶



神田税務署長

柳 沼 康 二

残夏の候、一般社団法人神田青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で東京国税局徴収部次長から転任してまいりました柳沼でございます。前任の山下署長同様、よろしくお願い申し上げます。

角谷会長はじめ、役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。貴会におかれましては、長年にわたって会員の皆様に対する記帳・決算指導を

はじめ、確定申告期における青色コーナーへのご支援など、青色申告制度の普及・育成や納税道義の高揚を図るため、様々な活動に取り組んでいただいていること

に對しまして、心より敬意を表するとともに、改めて感謝申し上げます。さて、いよいよ本年10月からインボイス制度が開始されます。

インボイス制度の円滑な開始のためには、事業者の皆様が制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただく必要がございます。当局とい

様に制度を理解していただくため、説明会の開催や各種媒体を活用した周知広報などに取り組んでまいりました。令和5年度税制改正ではインボイス制度を機に免税事業者から課税事業者になられた方が売上にかかる消費税額の2割を納税額とすることができるとする例をはじめ、各種の負担軽減措置も講じられています。

制度開始まで残り数か月となりましたが、引き続きあらゆる機会をとらえ、税制改正等の情報を含め、事業者の皆様に必要な情報を提供してまいりますので、

貴会におかれましては、引き続き制度の周知・広報にご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等により税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。

国税庁では従前の「納税者利便の向上」及び「課税・徴収の高度化・効率化」に加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいた「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像「2023」を公表するとともに施策を進めており、この施策の1つとして「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、納税者目線に立つて、納税者サービスを包括的に見直してまいります。

今後、e-Taxやキャッシュレス納付は、ますます便利になっていく予定です。ですので、各種手続のデジタル化に對し、ご理解と協力をいただきますようお願い申し上げます。

税務行政の円滑な遂行には国民の皆様から理解と信頼を得ることが第一であると考えております。納税者

の皆様の視点に立った行政を行い、「納税者サービスの充実」とともに、「適正・公平な課税と徴収」に向けて、職員一同が力を合わせて取り組んでまいりますので、今後とも、より一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人神田青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます、私の着任の挨拶とさせていただきます。

神田税務署幹部職員紹介（敬称略）

署長	柳沼康二
副署長	浅見友紀子
副署長	中道裕之
副署長	白波瀬啓之
総務課長	中神宏史
個人課税統括官	荒井豊
総務課長補佐	上垣雄大
個人上席調査官	山田智之

内部事務のセンター化について

書面の申告書・申請書などを郵送で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」が提出先となります。

〒100-8156
東京都千代田区大手町一丁

目三番三号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター大手町分室
※ 窓口への提出は従来どおり神田税務署で受け付けております。

令和5年10月1日より消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されます。

10月1日以降は仕入、必要経費などの支払先からインボイスの交付を受けないと消費税の仕入税額控除が受けられなくなります。（ただし、当面は経過措置がありますので支払った消費税の一定割合を控除することができます。）

取引先よりインボイスの交付を求められた場合に、インボイスが発行できないと、取引に影響が出る可能性もあります。現在、消費税の免税事業者の方も、インボイスの登録申請を行うことによりインボイスが発行できることとなりますが、課税事業者として消費税の申告・納付を行うこととなります。

免税事業者の場合

- ① 取引先がインボイスを必要としているか
- ② インボイスに登録しなくても取引に影響がないか
- ③ インボイスに登録した場合は消費税をどのくらい納付することになるか

※不動産所得（貸ビル）の場合も居住用家賃収入以外は消費税の課税取引となりますので対応を検討する必要があります。

以上の項目をご確認いただき登録申請を行うかをご検討ください。

令和5年10月1日からインボイス発行事業者になるためには令和5年9月30日までに登録申請書を提出しなければなりません。

登録申請はe-Taxで送信することができます。（申請時にマイナンバーカードが必要です）

郵送での登録申請書の提出先は「東京国税局 インボイス登録センター」

〒262-8514 千葉市花見川区武石町1-520 になります。

（管轄の税務署ではありません）

インボイス制度導入に当たり、様々な経過措置、負担軽減措置が取られています。

ご不明な点は事務局にお気軽にご相談ください。電話03-3291-8306

インボイス説明会のご案内（麹町税務署・神田税務署主催）

日時 令和5年9月15日（金）①午前10時～11時30分 ②午後1時30分～午後3時
9月19日（火）③午前10時～11時30分 ④午後1時30分～午後3時

※いずれの回も内容は同じです。

場所 神田税務署 4階会議室

申込 出席される場合は事前申し込みが必要です。

申込先 神田税務署 個人課税部門 03-4574-5596 内線21311